

令和5年11月15日

# 令和5年第12回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和5年11月15日玉川村就業改善センター農研室に於いて第12回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（議席）

(13名)	1番 塩田 茂	8番 有賀 昇
	2番 円谷 兼一	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間正美	13番 高林きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏

◎ 欠席委員

(1名) 14番 車田 覚藏

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長職務代理者

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した  
議席7番 我妻 利夫 議席8番 有賀 昇

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第31号 現況証明についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第31号番号34から39までの調査員は白旗正彦委員から、一括で調査報告をお願いいたします。

◎ 4番委員 (白旗正彦) 議案第3号番号34から39について、調査結果を報告させていただきます。

11月6日、鈴木推進委員、溝井推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。今回判断するのは、申請番号34から39までで、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、申請人全員より話を伺ったところ、議案の利用状況にあるとおり、それぞれ長年耕作放棄しており、復元が難しいとのことで今回の申請に至ったとのこと。

今回はその土地が農地に復元できるかどうか判断しました。

復元できると判断した申請番号は34番から39番までの今回の議案全てです。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 11 番委員 これも前回同様に、太陽光事業者が委任を受けて申請をしているのか。
- ◎ 事務局長 仁井田委員の質問のとおり、申請書の提出並びに受領の委任を受けているのが、前回同様株式会社■■■である。  
ただし、あくまでも申請者は所有者と同様である。
- ◎ 11 番委員 今まで、相当の件数を太陽光発電の設置のためではないということで申請をあげているが、これだけの申請をあげるといのは、何か意図があるように思える。
- ◎ 事務局長 仁井田委員が言うことはもっとも。申請はあくまでも所有者本人。その申請に対して委任を受けて申請書の提出並びに受領をしているのが株式会社■■■■であり、太陽光発電設置のためのものではない。となると、なぜ、そんな手間暇をかけて代理で申請等を行うのかという疑問が生じるのは当然だと思う。  
対策としては玉川村農業委員会で取り扱い上の何等かの方法を示すことは、可能かと思う。委員の皆様から何かご意見等がありましたらお願いいたします。  
一つの例としては、申請があくまでも所有者本人だということなら、本人より書面で太陽光発電設置のための現況確認証明ではないなど確約書等をもらうことは可能ではないかと考える。強制力があるかどうかはわからない。
- ◎ 11 番委員 そうすると事務局長が言ったように、確実に確認を取った方がよい。  
委任を受けている会社も太陽光発電のための申請ではないとはっきり言っているので、これだけの件数だけに証拠として確約書はあった方がよい。
- ◎ 議長 それでは、次回より確約書を貰うということでもよろしいでしょうか。
- ◎ 7 番委員 許可する場合は、確約書を貰えばいいし、許可しない場合には確約書は不要ではないか。
- ◎ 事務局長 あくまでも申請書が提出されて、それに基づいて現地調査をし、委員会に諮って許可・不許可の決定をするので、許可をしてから確約書を出させても出さない場合があり、拘束力もなくなる。  
もしやるのであれば、玉川村農業委員会は申請時に添付書類として確約書を出させる方が事務局としては管理しやすい。
- ◎ 11 番委員 それがよいと思う。
- ◎ 議長 それでは、事務局は次回申請より確約書を貰うよう取り計らってほしい。
- ◎ 議長 他にないようですのご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。  
議案第 3 1 号番号 3 4 を非農地とすることについて、否決としたいと思

いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号34は否決とされました。  
続きまして、議案第31号番号35を非農地とすることについて、否決としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号35は否決とされました。  
続きまして、議案第31号番号36を非農地とすることについて、否決としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号36は否決とされました。  
続きまして、議案第31号番号37を非農地とすることについて、否決としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号37は否決とされました。  
続きまして、議案第31号番号38を非農地とすることについて、否決としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号38は否決とされました。  
続きまして、議案第31号番号39を非農地とすることについて、否決としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第31号番号39は否決とされました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

1 次回総会日程（案）

- 日 時 令和5年12月15日（金）午後1時30分
- 場 所 玉川村就業改善センター 1階 産就室

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後2時30分総会終了